

## 郵送手続き方法

○以下の手続きは郵送で行うことができます。

- ・指定工事店：指定申請、再交付申請、異動届の提出、指定辞退届の提出
- ・責任技術者：登録申請、再交付申請、異動届の提出、登録辞退届の提出

※指定工事店及び責任技術者の更新手続きについては、更新時期に対象者へ送付している案内をご確認ください。

○手続き方法

### 新規の指定（登録）申請

1. 指定工事店（責任技術者）の指定（登録）申請については、以下の書類を市へ郵送してください。

必要書類	注意点
指定工事店指定・更新申請書 （責任技術者新規・更新申請書）と提出書類一式	提出書類一式は、別紙を参照してください。
返信用封筒 （納入通知書郵送用）	定型サイズの封筒に宛先を記入の上、110円切手を貼ってください。
返信用封筒 （指定工事店証（責任技術者証）郵送用）	郵送の追跡サービス付のものを必ず準備し、宛先を記入してください。封筒サイズは、A4の大きさが入るものをご準備ください。 例）レターパックライト（送料430円）等

2. 1. の書類を市が受領しましたら、手数料の納入通知書を市から郵送します。

下記の取扱金融機関にて納付し、納入通知（納付）書兼領収書の写し（金融機関の領収済印があるもの）を市へFAX又は郵送してください。

◎取扱金融機関一覧表（下記の金融機関の各本店、支店で取り扱っています。）（順不同）

銀行	横浜銀行、静岡中央銀行、神奈川銀行、スルガ銀行、静岡銀行、きらぼし銀行
信用金庫	平塚信用金庫、城南信用金庫、横浜信用金庫
その他	中央労働金庫、さがみ農業協同組合、ハナ信用組合

3. 納入通知（納付）書兼領収書の写しを市が受領後、提出書類の審査を行います。

提出書類に不備がないことが確認できた時点を受付日とします。毎月15日までに受付けたものが、翌月1日に指定（登録）となります。

4. 指定（登録）日に、決定通知書及び指定工事店証（責任技術者証）を市から郵送します。

### 再交付の申請

1. 指定工事店証（責任技術者証）の再交付申請については、以下の書類を市へ郵送してください。

必要書類	注意点
指定工事店証再交付申請書 （責任技術者証再交付申請書）と添付書類	き損した場合は、その証も郵送してください。 添付書類は、再交付申請書の記載を確認ください。
返信用封筒 （指定工事店証（責任技術者証）郵送用）	郵送の追跡サービス付のものを必ず準備し、宛先を記入してください。封筒サイズは、A4の大きさが入るものをご準備ください。例）レターパックライト（送料430円）等

2. 提出書類に不備がないことが確認できた時点を受付日とします。毎月15日までに受付けたものが、翌月1日に再交付決定となります。
3. 再交付決定日に、指定工事店証（責任技術者証）を市から郵送します。

### 異動事項の届出

1. 指定工事店（責任技術者）の異動届については、以下の書類を市へ郵送してください。

必要書類	注意点
指定工事店異動届（責任技術者異動届）と添付書類	添付書類は異動届の記載を確認してください。
返信用封筒 （指定工事店証（責任技術者証）郵送用）	郵送の追跡サービス付のものを必ず準備し、宛先を記入してください。封筒サイズは、A4の大きさが入るものをご準備ください。例）レターパックライト（送料430円）等 ※異動事項が、選任する責任技術者の異動のみの場合は、返信用封筒不要です。

2. 提出書類に不備がないことが確認できた時点を受付日とします。毎月15日までに受付けたものが、翌月1日に異動決定となります。
3. 異動決定日に、指定工事店証（責任技術者証）を市から郵送します。

### 指定（登録）の辞退の届出

1. 指定工事店（責任技術者）の辞退届については、以下の書類を市へ郵送してください。

必要書類	注意点
指定工事店指定辞退届 （責任技術者登録辞退届）	指定工事店証（責任技術者証）を添付してください。

2. 届出を市が受領後、指定（登録）を解除します。

### ○郵送先等

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1丁目1番1号

大和市役所 下水道経営課 管理・排水設備係 宛

封筒に赤字で「指定工事店・責任技術者関係書類在中」と記入してください。

FAX：046-260-5474（FAX送信後は、電話連絡をお願いします。）

問合せ（電話）：046-260-5468（下水道経営課 管理・排水設備係 直通）

## ○指定工事店 提出書類 一式（新規申請時）

書類名	注意点（必ず確認してください）
指定工事店指定・更新申請書 （1号様式）	・押印不要です。
代表者の経歴書 （1号様式 別紙1）	・主な工事経歴については、直近で工事が完了しているものを最低3件程度記入してください。
平面図及び付近見取図 （1号様式 別紙2） 写真	・平面図は、事務所、駐車場、資材置き場等の位置関係が分かるよう図示してください。 ・写真は、会社名が掲げられた看板等が読めるようなアングルで社屋等の全景1枚、玄関や入口等で社名のプレート等があれば近接で1枚、事務所内部の様子を2～3枚程度を提出してください。
選任の責任技術者名簿 （1号様式 別紙3）	・選任の責任技術者証は全員分をコピーして添付してください。
設備・機材所有調書 （1号様式 別紙4） 写真	・写真は、資材置き場や倉庫の全景1枚と所有する資機材やトラック等を4～5枚程度を添付してください。 ・資材置き場等が自己所有でない場合には、賃貸契約書等の写しを添付してください。 ・資材置き場等が営業所と別な所在地の場合は、案内図と所在地を明示してください。
誓約書（1号様式 別紙5）	・指定工事店の住所、商号、代表者の氏名を記入してください。
代表者の住民票の写し または住民票記載事項証明書 ※個人番号の記載のないもの	・発行日は <u>3ヶ月以内のもの</u> を提出してください。 ・コピーを添付書類とする場合は、 <u>原本の写しに相違ない旨記載し、記載日及び署名押印の上</u> 、提出してください。
商業登記簿謄本または 履歴事項全部証明書	・最新のものを出してください。 ・コピーを添付書類とする場合は、 <u>原本の写しに相違ない旨記載し、記載日及び署名押印の上</u> 、提出してください。
定款の写し	・ <u>原本の写しに相違ない旨記載し、記載日及び署名押印の上</u> 、提出してください。
他市町村の指定工事店証の写し	・神奈川県内で他市町村の指定がある場合、指定工事店証の写しを提出してください。
その他	・登録する指定工事店の営業所所在地が「代表者の住民票または住民票記載事項証明書」や「商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書」に記載されていない場合は、営業所所在地を証する書類（賃貸契約書等の写し）を添付してください。

○責任技術者 提出書類 一式（新規申請時）

書 類 名	注 意 点（必ず確認してください）
責任技術者新規・更新登録申請書 （8号様式）	・ 押印不要です。
誓約書（8号様式 別紙1）	・ 責任技術者本人の住所、氏名を記入してください。
神奈川県下水道協会 排水設備工事責任技術者 更新講習修了証の写し	・ 修了証の写しは、受講後5年以内のものを提出してください。
住民票の写しまたは 住民票記載事項証明書 ※個人番号の記載のないもの	・ 発行日は <u>3ヶ月以内</u> のものを提出してください。 ・ コピーを添付書類とする場合は、 <u>原本の写しに相違ない旨記載し、記載日及び署名押印の上</u> 、提出してください。
写真2枚	・ サイズは、 <u>縦3.0cm ×横2.4cm</u> 。（厳守） ・ <u>申請の3ヶ月以内に撮影したもの</u> 。 ・ <u>裏面に工事店名、氏名を記入</u> してください。 ・ 上半身無帽で背景無地。 ・ 透明または半透明の小袋に入れ、申請書に綴じてください。